

委員会提出議案第5号

田川市議会会議規則の一部改正について

上記議案を田川市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和3年9月27日

提出者 田川市議会議会運営委員会委員長 柿田孝子

理由

本案は、会議及び委員会への欠席事由等を明文化するため、所要の改正をしようとするものである。

田川市議会会議規則の一部を改正する規則

田川市議会会議規則（昭和22年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。